

平成 29 年 3 月 31 日

会員各位

一般社団法人千葉県病院薬剤師会
会長 真坂 互

4月中の研修会・講習会における会員確認の暫定措置について

研修会・講習会受講時に、会員証の提示をお願いし、会員証が確認できない場合は、非会員扱いとし参加費 500 円としています。4月に限り以下のように暫定措置をとることといたします。

理由

- ・ 会員証を綴じ込んだ会報の誤配送があったことが判明しました。したがって、全ての会員の皆様に、正しくお手元に届くまでに多少時間を要す可能性があることが考えられます。
- ・ 事務局職員の異動・交替により、事務局内の引き継ぎを行いながらの事務対応となります。したがって、新規入会手続きの会員の方への事務局内手続きが若干時間を要す可能性が考えられます。

対応(4月の間のみ)

- ・ 前年度会員証も会員証として承認します。
- ・ 会員証不携帯の場合、2016 年の会員名簿に登録されていれば会員として承認します。
- ・ 2016 年の会員名簿作成後に入会された方、および新規入会手続き中の方、入会予定の方については、研修会・講習会受付時に別途芳名録を作成していただき、会員として承認します。尚、この方々の芳名録を、後日県病薬事務局に提出してください。

以上